

第84回関西広域連合委員会

日時：平成29年8月24日（木）

午前10時50分～午前11時20分

場所：ピアザ淡海 大会議室

開会 午前10時50分

○広域連合長（井戸敏三） それではお待たせしました。早速でございますけれども84回の関西広域連合委員会を開催させていただきます。

まず最初に、協議事項といたしまして、資料1に基づいて広域行政のあり方と今後の広域連合の方向性についてであります。要は、これは研究会をスタートさせるということでありまして、既に議会でも私からも何度か答弁をさせて頂けていただいた内容でございますし、委員会の発足についての説明を正式にしておりませんでしたので、今回、報告をさせていただこうとするものでございます。事務局よろしくお願ひします。

○事務局 それでは、資料1をお願いいたします。

まず、検討の趣旨でございますけれども、国からの事務・権限の移譲が進んでいない中で、海外の事例等も参照しながら、広域連合の役割や執行体制も含めた広域行政のあり方を検討し、広域行政を担う責任主体としての連合の存在感、信頼感の向上を図り、国からの事務・権限の受け皿足り得ることを示すという趣旨でございます。

2の検討課題ですが、連合の組織体制や取組の成果等については別途、事務局で検証いたしますが、検討会では、まず広域行政のあり方の検討として、フランスなどの海外事例や国内の過去の議論も踏まえた上で、広域行政のさまざまな類型について研究を行いたいと存じます。

平成26年3月に最終報告をいただいた道州制のあり方研究会からは、企画立案・総合調整型をはじめ3つの類型が示されておりますし、新たに考え得る広域行政体制として、第23次地方制度調査会や、その折に提案されました成田私案の課税権を持つ連

合制度、共通政策について、構成団体にどの程度の拘束力を持つか、また、いわゆる道州制や国出先機関統合型など、様々な類型について検討を行いたいと存じます。その際、インフラ整備や流域管理など、広域的な課題ごとにどのような行政体制が最も適切かという視点からも検討を行う予定でございます。

次の（２）今後の広域連合の方向性の検討ですが、上記の類型の検討を踏まえて、連合で実施すべき新たな広域事務や必要な権限、機能強化策についても検討し、今後の連合の目指すべき方向性を明確にしていきたいと存じます。

新たな広域事務の検討例としては、インフラ整備や流域管理など、また、連合の機能強化策としては、ここに記載しているのは項目の一部でございますけれども、連合がガイドラインを設定し、構成団体がそのガイドラインに基づき事業を実施するEU型の仕組みですとか、国出先機関の権限を連合が担った場合、省庁別の縦割りではなくて、どう総合的に実施するか、あるいは連合長、連合議員の公選制と自主課税権の獲得などを例として記載をしております。

裏面をお願いいたします。

3. 検討体制ですが、5の候補者（案）に記載の委員候補や顧問、ゲストスピーカーなどにアドバイスをいただきながら検討を進めたいと存じます。

4のスケジュールは、今年度下半期から類型の検討を開始し、概ね1年半をかけて検討をしてまいりたいと存じます。

5の委員候補者等ですが、同志社大学の新川教授をはじめ、学識経験者の方々、それと関係者からは地方分権。広域行政委員会副委員長の向原潔氏、経済同友会からは地方分権改革委員会委員長代行の篠崎由紀子氏、そして言論界からは朝日新聞の坪井論説委員にそれぞれご内諾をいただいております。また、顧問の五百旗頭先生にも快諾をいただいております。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） ご意見等を既に何度か伺っておりますので、中間

報告を以上とさせていただいて、委員会を発足させて検討を始めるということにさせていただきたいと思います。また、随時、討論内容と検討内容等についてご報告申し上げてご意見をいただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、関西広域連合協議会委員の任期満了に伴います委員の委嘱についてです。ご報告をさせていただきます。事務局の方からお願いします。

○事務局 資料2をご覧ください。

関西広域連合では、その運営に当たりまして広域計画や連合の実施事業、関西の課題などにつきまして幅広く住民の方から意見をお聞きするため、関西広域連合協議会を設置いたしまして、産業・経済・インフラ、観光・文化・スポーツ、医療・福祉はじめ、各分野の代表や有識者を構成府県市からの推薦や公募などにより委員にご就任いただいているところでございます。

このたび9月に今期の委員の任期2年が満了いたしますことに伴いまして、状況変化も踏まえて委員の増員や変更を行い、次期の委員として67名の方にご就任いただく予定で、現在ご内諾を得て最終の委嘱手続を進めているところでございます。連合の構成8府県で募集いたしました8名の公募委員を除く59名のうち、37名は再任でお願いいたしまして、22名を新規に就任依頼しております。

見直しました点としまして、構成団体からの推薦委員のうち、奈良県におかれては正式加入後初の改選時期となりましたため、現在の2名から改選後は他府県と同様の6名に増員をする予定でございます。

また、第3期広域計画の中で、女性委員の構成割合を高めることとしておりますことから、現在は13%の構成比率でございますが、改選を機に3割を目指したところでございます。このたび構成府県からの推薦で多大なご配慮をいただきましたこと、また、公募委員として選任した女性が現在の1名から来期は5名にふえたことなどによりまして、構成比率は29.9%、何とか3割の目標を達成できるような見込みが立っております。

また、今後、女性活躍推進につきまして、改選後の連合協議会に女性活躍推進会議、仮称でございますが、を設置しまして女性の活躍する場の拡大に向け具体的な検討を行うこととしておりまして、このテーマに関連した委員として1名増員し、21世紀職業財団の方に就任をお願いしたところです。

次ページ、A3判で改選後の委員の名簿の案を添付させていただいておりますので、後ほどご覧ください。

なお、本日時点では、最終の手續中の3名の方につきましては、この名簿の中で最終確認中との記載でお名前の掲載を控えさせていただいておりますので、また数日中には確定の予定でございます。この委員につきましては、9月24日に新委員で会合を予定いたしております。よろしく申し上げます。

○広域連合長（井戸敏三） 今の説明の中で29.9%と言ってましたけれど、3割超えてない。

○事務局 はい。概ね3割ということでご容赦いただければと思います。失礼いたしました。

○広域連合長（井戸敏三） はい。ほぼ達成。

それでは、24日、また協議会を委員会の後開かせていただくこととなりますが、どうぞよろしく願いいたします。和歌山県さんには大変ご協力をいただきまして、女性委員を2名ほど追加していただいた。

○広域副連合長（仁坂吉伸） 大勢。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。

それでは続きまして、意見交換会についての報告です。

○事務局 資料3をご覧ください。

若い世代の意見を関西広域連合の政策に活かしていくことを目的といたしまして、昨年度初めて実施いたしました。今年度は関西の大学生、大学院生を対象にいたしまして、「人口減少社会を克服するための関西の魅力向上策について」をテーマにしま

して政策提案を募集いたしましたところ、8大学9チームから応募がありました。

その概要ですが、9月8日に鳥取県さんのご協力を得まして鳥取市内のとりぎん文化会館を会場に、関西広域連合構成団体の若手職員と、この8大学9チームの提案発表に基づく意見交換会を開催する予定でございます。今年度は連合議会からも若手議員、大阪市の飯田議員でございますが、にも意見交換会にご参画いただきます予定にしております。連合協議会委員の審査によりまして最優秀のグループなどを決定いたしまして、特に優秀な提案がございました場合には、広域連合の政策としての検討も行うこととしております。

また、6のところに記載しておりますが、今年度の開催に当たりましては、参加する学生チームの経費、時間の負担軽減策について検討しておりましたところ、事業趣旨にご理解をいただきました西日本旅客鉄道株式会社様から交通費等見合いの支援協力として100万円のご寄附をいただいておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。

7にありますとおり、当日の意見交換会はプレスオープンで行いまして、インターネットでも中継する予定でございます。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三） 若手職員というのはどういうクラスなんですか、広域連合の。

○事務局 関西広域連合の構成府県市の企画担当をはじめとする若手の職員の方をお願いする予定でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 係長さんぐらい、課長補佐。

○事務局 係長さんから課長補佐さんぐらいまでいらっしゃると聞いております。

○委員（三日月大造） いいですか。とても有益な機会だと思うし、今回第2回目ですよ。

○広域連合長（井戸敏三） そうです。

○委員（三日月大造） ぜひ実りあるものになるように、また、こういう事業者、鉄道会社からの協力を取りつけてということも大変意義のあることだと思います。

1点だけ、これせっかくの機会なんですけど、この参加チームを見ると、残念ながら滋賀県の大学に参加を取りつけられなかったということがございまして、聞いてみると、夏休みに入ってからご案内をして、9月というとまだ夏季休暇中でなかなか参加が難しかったということもありますので、なるべく早くこの呼びかけなりご案内、ご連絡ができるプログラムづくりというものを次回以降また工夫をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局 はい。今回、公募で5月から始めさせていただいたんですが、なかなか情報提供が至らなかったものですから、ご応募いただく機会を逃してしまわれた大学の方もいらっしゃったので、来年度以降、配慮して進めさせていただきますので、どうぞご協力よろしく願いいたします。

○広域連合長（井戸敏三） これ、大学狙い打ちしたらいいんじゃないですか、もう直接に声をかけて。

○委員（三日月大造） それも。

○広域連合長（井戸敏三） 公募だから何も誘いに行かないというふうにしなないで。来年もまた工夫をさせていただきたいと思います。

続きまして、分権改革に対しまして広域連合として提案しておりましたが、国からの第1次回答が出てまいりましたのでご報告させていただきます。

○事務局 資料4をお願いいたします。

地方分権改革に関する提案募集についてですけれども、今年度、連合から提案した32項目について、30項目は支障事例が具体的に示された場合に調整の対象とするとされまして、2項目について内閣府から関係府省の間で調整が行われ、いずれも対応不可という第1次回答が示されました。

まず、2の（1）の連合の規約変更における大臣許可手続の撤廃ですけれども、連

合の規約変更にあたり、関係省庁との調整が終わっている事務の追加については、総務大臣の許可ではなく届出制とすること、という提案ですが、国の1次回答では、「事前協議が行われたとしても、他の行政機関が関係を有する可能性が排除できず、届出制とすることは適当ではない。」というものであり、これについては、例えばこの提案募集では内閣府を通じて関係行政機関が特定されて調整がなされているものであり、後に他の行政機関が関係を有することが分かるというのは想定できないのではないかという趣旨で再度意見を提出いたしました。

次の(2)は、バス等の一般乗合旅客自動車運送事業の許認可権限の移譲についてであり、府県内のは府県に、府県を越えるものは広域連合へ移譲を求めたものですが、国の1次回答では、「輸送の安全確保、利用者の利益保護のために全国一律の基準で一元的な指揮命令系統により事務を行うことが必要不可欠で、国が権限を持つ必要がある。」という回答でした。

これについては、裏面でございますけれども、全国一律の基準は国が創るとしても、運用は地方でも可能である。また、広域連合では権限移譲について実証実験制度の創設も提案をしており、それも踏まえて地方へ移譲すべきであると再度意見を掲出したところでございます。

今後のスケジュールですが、10月から内閣府と関係府省とで最終調整が行われ、12月中下旬に対応について最終決定が行われる予定でございます。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 先日、地方分権委員会の交通部会というところでヒアリングがありまして、私も出席して意見を述べてきたのですが、一番問題になっていたのは地方協議会ですね。知事会でも議論になりました、あの地方協議会でコミュニティーバスなどの運行をさせるとした時に、路線バスと若干でも重複があると、その路線バスの運行者の理解を得なきゃいけないということになっているのですが、なかなか理解してくれないというところがあるんですね。ですから、そこは全会一致でな

くても、構成員が多数決で決めたら、それで協議会の意見を出せるようにしたらどうか、というようなことを提案しているんですが、これもいろいろ若干理由があるんですよ、コミュニティーバスが通るようなところというのは、バス会社からするともしかすると。

○広域連合長（井戸敏三） やめたいかもしれないと。そうすると、強行的な手続でやってしまうといかがかというようなこともあって難しいのですが、権限的、あるいは調整機関の機能的に言うと、若干いかがかなというようなところもありますので、一応それらの具体事例について私からの意見を申し上げておきました。国交省から審議官がそれぞれ、自動車局と、3人ほど来てましたけども、いつものとおり何を言われてるのか、なかなかよく分からないような理由をおっしゃってました。

荒井さん、どうぞ。

○委員（荒井正吾） もと自動車交通局長だからはっきり言うけども、論点が幾つかあるけども、まずここに書いてある権限の移譲、安全と参入・脱退・運賃と、これを分けられるか一緒に譲るのかと、これはこちらの態度にも、一緒にくれと言うのか、ほかの、医療でもみんなそうなんだけど、安全は統一基準と、安全は国でやってくれと、参入・脱退はマーケットは小さいから地方でやるよというふうに連合が言うかどうか。広域性よりもっと小さい権限移譲になるわけなんだけども、安全も広域連合でやるといったら、これは大きな論争になるというのが一つです。

もう一つは、移譲の仕方が、協議会で決めたら国の権限なりと大事にすると、これは割と画期的な法律ができて、医療もそうけども、国の権限を地域で、国の権限といっても地域の事業者調整になって、医療でもバスでも事業者調整を国がやるのか、正直、そんなこと地域でやればいいじゃないかというのが本音なんだけども、タクシーもこの路線バスもそれは協議会でやってくださいと。

協議会をやる時の決め方というのになるんだけど、奈良では地域交通改善協議会というのをやってて、結構うまくいってるんですよ。コミバスと路線バスと。知事が

主体的にずっと出てるんだけど、テーブルでやっているんだけど、なぜうまく回るかという、知事の権限の中で補助金を出してるのが結構大きいんですよね。補助金を特交も含めてすごく出してる。それを把握して、路線バスの調整というのは、知事の権限は、国が何だかんだ権限あるよりもはるかに大きいというのが実感です。それでコミバスとの連携とか、路線バス廃止、コミバス広域化・連携というのは進んできているというのがご報告です。

協議会でバス事業者が反対したら、調整はなかなか反対ということだから、乗り切れるかどうかという知事のイニシアチブということになるわけですが、地域協議会の決定ということについて行くには補助金の権限が随分あると。そういうものに実は国の配分基準だけじゃなく地域の（実情を考慮した）知事算定分を変えて、それなりの協力をする、しないで差をつけだしているんです。これは国もそうだけでも、補助金が裏にあるから調整権限が出るというようなことがありますので、これは地方でももう随分できるようになると。現場の話というような感じ。

もう一つは、調整いかない時の事業者調整、従来のパターンだと運輸局とかに文句を言って、運輸局がこれは役所的に事業者の調整でよしよしと、かわいがるという風習がある。これはカルチャーの話なんだけど、それでこの前出たバス停がどうだこうだって、こんな些細な調整が、運輸局まで事業者が持っていくという風潮があるんですよ。それは地域のバス事業の協議会が、知事の補助金の権限もあわせてマークし始めると、行かなくて済むんじゃないかというような実感があります。だから、権限の話とすれば、安全と分けると、地域の協議会権限まで降りているということです。

あとは、もう一つ、余談になるが、タクシーの参入・脱退の権限というのは、国は手放したいんだけど、タクシーなんか本当に地域だけ、営業区域といってもそんな、これはどのあたりまで降ろすかというのは割と難しいところがありますけれども、少なくとも地域、都道府県でも営業区域は分かれていますけど、さらに小さな区域で分かれて、ですからなかなかいただいても難しい調整、事業者調整ということになる

とどうということかということで、安全の権限、事業者調整は権限というよりも実態なんだけどもという感じがするんですけどね

○広域連合長（井戸敏三） どうぞ、平井さん。

○委員（平井伸治） 今のお話はこの間、知事会でも荒井委員の方からご議論ございまして、決議としても地方の地域協議会の活用も含めてこうした問題について分権に切り込もうと、みんなで合意したところであります。特にバス交通について、これについてやはり、ただ問題点もないわけではないので、できれば荒井委員にも大分参加していただいて、その国土交通省にも譲るべきところは譲ってもらったり、要は地域協議会をクローズアップするやり方もありますので、知恵を出していただけるとありがたいかなと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 安全の問題と事業者免許の関係とは切り離すというのは基本スタンスで国とも折衝させていただきたいと思います。

それと、バス会社との付き合い方によって協議会は全然違うんですよね、運営の仕方が。それで、特定地域のバス会社と特定市との関係の問題がバックにあるんですけどね、うまく調整ができてないところって。それを余り持ち出すと、いえいえ、神戸じゃないです、神戸じゃありませんから誤解のないように。権限は権限の議論として、これからも国と調整をさせていただきたいと思います。

それでは続きまして、琵琶湖・淀川流域の研究会が開かれましたので、報告をさせていただきます。

○事務局 資料5をお願いいたします。

琵琶湖・淀川の流域対策については、本年度3つの部会を設置し、具体的な課題についての検討を開始するため、去る8月2日に親研究会である第2期の琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会を開催いたしましたので、その概要をご報告いたします。

まず、便益の帰着構造に基づく広域的な水源保全制度について検討する水源保全部会については、森林が流木の発生源であることを含めて、流域の森林、耕地の保全や

リスク管理の視点を持つことが必要である等のご意見をいただきました。

次に、災害リスクの分布状況の把握と広域的な相互扶助制度について検討するリスクファイナンス部会については、裏面でございますけれども、流域全体のリスクを地先ごとに丁寧に評価し、地先ごとに必要な対策を総合的に検討すべき、また、流域全体のリスクに対して必要な対策をいろいろ考えた上で、施策としてリスクファイナンスの可能性を考えるべき等のご意見をいただきました。

大阪湾の海ごみ発生源対策部会については、天ヶ瀬ダムが捕捉したごみの量は瀬田川や琵琶湖から出てきたごみの量のデータとして使えること、通常時と大雨の時では動くごみの量、種類が異なるので、区分してデータ化することなどのご指摘をいただきました。

そして最後に、この親研究会と部会、さらに部会と部会の連携、情報共有が不可欠であること。また、もともと親研究会では流域のガバナンス、プラットフォーム型の広域行政について研究してきており、そこをしっかりと意識しつつ、課題解決や政策決定に資する客観的根拠となるデータ収集・分析を行うことなどのご指摘をいただきました。今後は、このご指摘も踏まえて親研究会と連携を密にしながら、データ収集やシミュレーション作業を行っていく予定でございます。

3ページ以降は、もう少し詳しいその日の意見をまとめておりますので、また後ほどお目通しをいただければと思います。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） これからも順次研究会の開催ごとに報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて、調理師試験と製菓衛生師試験の実施結果についてご報告します。

○事務局 資料6をご覧ください。

平成29年度の調理師試験、製菓衛生師試験の実施結果についてご報告いたします。

試験につきましては、1と2にございますように、7月9日の日曜日に構成府県の

10会場で実施をしまして、この8月21日の月曜日に合格発表を行ったところでございます。

実施結果につきましては、4番目でございますように、調理師試験につきましては受験者数4,909人に対しまして合格者数2,777人で合格率が56.6%、製菓衛生師試験につきましては、受験者数1,905人に対しまして合格者数1,421人で合格率74.6%でございました。

なお、今回の試験におきまして、調理師試験の問題と製菓衛生師試験の問題において、四肢択一のところ正答が2つある問題が2問あることが判明しましたので、不適切な問題として、当該問題の受験者全員を正答としたところでございます。

その原因としましては、いずれも参考図書に記載されていた内容につきまして、裏づけ資料による確認ができていなかったということによるものでございます。今後は問題内容のチェックを行う人数やチェックする時間を増やしまして、再発防止に努めていきたいと考えております。誠に申し訳ございませんでした。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三） 連続で問題の間違いが出てしまいましたので、今の説明にもありましたように、問題のチェックにつきましては万全を期すような体制整備を行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

今日予定しておりました議題は以上でございます。12時半から定例の連合議会が開催されますので、どうぞよろしく願いいたします。

どうぞ、三日月さん。

○委員（三日月大造） ようこそ滋賀県にお越しくださいました。せっかくお越しくださいましたので短く一点だけ、琵琶湖の現状だけご紹介申し上げます。

今も琵琶湖・淀川流域の研究会の報告がございましたが、ちょうど今年が大規模赤潮が発生して40年の節目なんですけれども、おかげさまでその後の運動や取組等で水質透明度は改善してきておりますが、ご案内のとおり、折からのブルーギル、ブラッ

クバスなどの外来魚、そして新たに数年前からオオバナミズキンバイという大変繁殖力の強い植物の繁茂、さらには今年に入ってアユの大不漁という現状がございまして、昨日も追加放流を人工河川等でしているということがございます。2年前に国で琵琶湖を国民的資産と位置づけた法律が制定されまして、今、下流の府県等にもご協力、ご参画いただきながら保全・再生のための取組を展開しているところでございます。

今日、琵琶湖上でそういった現状をご確認いただく機会はないんですけれども、明日、議会議員の皆様方にもそういうご視察のプログラム等も組んでおりますので、今後ともまたいろんな形でお関わり合いいただければありがたいなと思います。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。お世話になります。

他にございませんか。なければ、84回の連合委員会の協議を終えさせていただきます。ありがとうございます。

○事務局 それでは、記者の皆様から質問を受けたいと思います。

どうぞ。

○日本経済新聞記者 日本経済新聞の種田です。

資料1の広域行政のあり方などの検討の有識者会議についてお尋ねします。

まず、スケジュールですけれども、初会合、いつぐらいから会合を開く予定なのか。それから、今年度何回ぐらい会合を開いて中間報告をまとめられる予定なのか。

それから、連合長にお尋ねしますけれども、改めてこのタイミングでこの有識者の皆さんにご検討いただく背景と意義を一言お願いいたします。

○広域連合長（井戸敏三） このタイミングでこういう検討会で勉強しようということにしましたのは、ご案内のように広域連合も6年を経過して7年目に入っております、しかも第3次の広域計画もスタートを切らせていただきました。県議会での議論なども含めて考えてみますと、広域連合は非常に7つの持ち寄り事務の執行等については頑張っていますし、皆さんからの評価を受けていると思っておりますが、国と

の関係で全然進んでないではないかということが強く指摘されております。国との関係で進んでないのは国の方の対応があるわけでありましてけれども、しかし、それだとすると、今と同じようなアプローチをしていると全然また動かないかもしれないということも考えられますので、この際、国と広域連合のあり方というものを原点からもう一度議論を深めさせていただいて、そして国に対して迫っていくということが必要なのではないか、そんな思いをこの検討会に託したいということでございます。

○事務局 第1回の検討会ですけれども、現在、9月の中下旬で各委員さんの日程調整を進めさせていただいております。

年度内の回数でございますけれども、理想的にはと申しますか、日程の調整もございまして、目標としては、できれば月1回程度は開催できないかな、1カ月が1カ月半空くこともあるかもしれませんが、目標としては毎月1回程度のペースで開催をできればなというふうに考えております。

以上でございます。

○日本経済新聞記者 ありがとうございます。

○時事通信記者 時事通信のコジマと申します。

先ほどの検討会の件ですけれども、ほかの知事さんからもこの検討会に対する思いとか見解についてお伺いしたいのと、あともう一点は、具体的にこの中に連合長の公選制というのが含まれているんですが、それに対する見解も含めて少しお伺いできればと思うんですけれども。

○広域連合長（井戸敏三） 検討項目の1つの項目、これも決まってるわけでもないんで、公選制についてコメントを求められてもね、現時点では答えようがないと思います。

それから、あり方検討会を開催することについては各委員さんにも賛成していただいています。ただ、議論の内容によって意見を求めていただいたらいかがでしょうか。今の段階で検討会を開くことについてコメントを求められても、各委員さんちょ

うど賛成していただいでることでありますので、一人一人からお答えするよりも、今申し上げましたような状況だということをお私からお答えしたことでご理解いただきたいと思ひます。

○事務局 よろしいですか。

じゃあどうぞ。

○奈良新聞記者 すみません、奈良新聞の谷村と申します。よろしくお願ひします。

先ほど、地方分権改革の提案募集の対応で、自動車運送事業の許認可権限の移譲という提案がありまして、平井委員から荒井委員に対して参加して欲しいというふうな打診がありまして、それに対して荒井委員のご意見をお聞かせ願ひたいんですけれども。すみません、個人的に。

○委員（荒井正吾） 基本的に連合長の指示に従いますので、参加のレベル、いろんなこと、全て連合長の指示に従うようにいたしたいと思ひます。

○事務局 よろしいですか。

○広域連合長（井戸敏三） ぜひそれでは協力をお願ひ申し上げたいと思ひます。

○事務局 それではこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午前 11 時 20 分